

市民会館跡地エリア整備事業モニタリング支援業務委託
に係るプロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

市民会館跡地エリアにおいては、令和2年度から5年度にかけて新施設及び広場の整備が行われる予定であるが、新施設はホールだけでなく子育て支援や図書館、市民活動センターなど様々な機能から構成される複合施設となることから、選定事業者である竹中工務店・伊東豊雄建築設計事務所共同企業体（以下「整備事業者」という。）が自らの提案に則り事業を進めることはもちろん、本市が作成した要求水準書の内容や本市の要望を確実に事業に反映させる必要がある。

モニタリング業務は、専門的かつ第三者的な視点からこれらの確認を行うものであり、本業務の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

市民会館跡地エリア整備事業モニタリング支援業務委託

(2) 業務の目的

令和2年1月に選定された整備事業者が、令和2年度から5年度にかけて実施する新施設の設計及び施工について、本市が求める水準等が満たされているかどうかについて専門的かつ第三者的な視点からのチェックを行う。

(3) 業務内容

- ア 事業全体のモニタリング計画
- イ 基本設計のモニタリング支援
- ウ 実施設計のモニタリング支援
- エ 建設工事のモニタリング支援
- オ 部分供用開始後の性能確認支援
- カ その他の業務

(4) 業務期間

令和2年4月28日（予定）から令和6年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

44,858,000円（税込）

※提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

＜年度別予算額＞

年度		金額(円)
令和2年度	(1年目)	16,401,000
令和3年度	(2年目)	11,781,000
令和4年度	(3年目)	9,394,000
令和5年度	(4年目)	7,282,000
合計		44,858,000

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 市民会館跡地エリア整備事業設計・施工業務の請負事業者

イ 上記アの請負事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に掲げる親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

ウ 上記アの請負事業者について、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

- (5) 次の資格を有する者を配置すること。なお、同一の者が複数の資格を有しても構わない。

ア 建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者

イ 建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者

ウ 建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士の資格を有する者

- エ 技術士法第2条に規定する技術士の資格を有する者のうち、技術士法施行規則第2条に規定する建設部門の試験に合格した者
- オ 技術士法第2条に規定する技術士の資格を有する者のうち、技術士法施行規則第2条に規定する環境部門の試験に合格した者
- カ シビルコンサルティングマネージャーの資格を有する者

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市民会館跡地活用推進課宛送信すること。

提出期限：令和2年4月13日（月）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課

E-mail：atochi@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に市ホームページに掲載する。

回答日：随時

掲載場所：茨木市HP 市民会館跡地活用推進課のページ

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkaikanatochikatuyou/menu/kouji/index.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

※ 保有資格を証明する書類を添付すること。

イ 提出先：茨木市企画財政部市民会館跡地活用推進課
（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：令和2年4月14日（火）午後5時まで（厳守）

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を参加希望者に対し、4月15日（水）に「参加資格審査結果通知書」（様式5号）を郵便で発送する。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出

期限までに市民会館跡地活用推進課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4サイズ縦）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

①モニタリング業務に係る提案

モニタリング業務の実施にあたり、整備事業者が実施する業務を、専門的かつ第三者的な視点からどのようにモニタリングを行うかについて、事業年度ごとにわかりやすく記載すること。

②モニタリング業務の実施スケジュール

③業務の実施方針、取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※ 参考見積書の作成にあたっては、事業年度ごとの内訳を見積もるとともに、各年度の業務内容について内訳がわかるように見積もること。

(3) 資料記載上の留意事項

上記8(2)ア、イの副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和2年4月21日（火）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館3階

企画財政部市民会館跡地活用推進課事務室

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本1部

副本8部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を、10(1) 第1次審査＜事務局審査＞で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において＜事務局審査（第1次審査）＞及び＜企画提案書による委員審査（第2次審査）＞を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（企画提案書による委員審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案書の内容を下記10(1) 第2次審査＜企画提案書による委員審査＞で示す審査基準に基づく評価による点数を＜事務局審査＞の点数に加算し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和2年4月22日（水）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知を郵便で発送する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、上記の通知を省略し、令和2年4月22日（水）に参加者全者に対し、電子メールまたは電話により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和2年4月30日（木）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和2年4月24日（金）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和2年5月1日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査＜事務局審査＞

審査基準	審査内容	配点
業務実施体制調書等内容	担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。	10
業務実績調書等内容	同種・類似業務の実績は十分か。 同種：ホール、図書館、子育て支援施設またはこれらを含む複合施設建設に係るモニタリング支援業務 類似：庁舎等公共施設建設に係るモニタリング支援業務	10
提案額 (参考見積額)	業務内容に見合った適正な見積となっているか。 (最低見積金額／見積金額) × 30点 ※小数点以下切り捨て	30
合計		50

第2次審査＜企画提案書による委員審査＞

(配点は委員1人あたり)

審査基準	審査内容	配点
跡地エリア整備事業への理解度	本市について十分な関心と知識を持ち、市民会館跡地エリア整備事業に係る関連計画や整備事業者募集に係る関連資料、整備事業者の選考経過などを踏まえた提案がなされているか。	10
モニタリング手法	複合施設である新施設の特徴を踏まえた、専門的な視点からのモニタリングが可能な提案となっているか。	20
業務の独自性	仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	10
提案の実現性	理論的で実現性の高い提案がなされているか。また、スケジュール・実施方法等、実現可能な提案がなされているか。	10
合計		50

(2) 配点

- ①事務局審査 50点
- ②委員審査 250点 (50点×5 委員)
- ①と②の合計300点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「モニタリング手法」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「モニタリング手法」の評価点が高点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、審査を行い評価点が180点以上であった場合に候補者とする。
- (6) 審査の結果、評価の合計点数が180点以上に達した事業者がない場合は、適格者なしとする場合がある。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更等を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供につい

ては、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和2年4月13日（月）
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和2年4月7日（月）午後1時から 令和2年4月14日（火）午後5時まで（厳守） ※土日、祝日を除く。
参加資格審査結果通知	令和2年4月15日（火）発送
企画提案書提出期間	令和2年4月16日（木）午前9時から 令和2年4月21日（火）午後5時まで（厳守）
審査結果通知（第1次）	令和2年4月22日（水）発送
審査結果通知（第2次）	令和2年4月24日（金）発送（予定）
契約締結	令和2年4月28日（火）（予定）
業務開始	令和2年4月28日（火）（予定）

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課 担当 末松、的場
TEL 072-655-2757（直通）
E-mail : atochi@city.ibaraki.lg.jp